

平成十九年十二月二十八日受領
答弁第三四七号

内閣衆質一六八第三四七号

平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第

三回質問に対する答弁書

一から三まで及び五から七までについて

先の答弁書（平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号）一から六までについて等で繰り返す述べたとおり、お尋ねの「潮の舞」については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長等から聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼したが、ウズベキスタン当局からは、これまでのところ捜査依頼を提出した後に「潮の舞」の所在に関する情報は有していない旨の連絡がなされており、外務省大臣官房及び大使館が、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところである。外務省としては、一般に、美術品を含め予算の使途について国民に説明する責任があると考えているが、「潮の舞」については調査がまだ終了していないことから、その結果について対外的な説明は行っていない。

四について

お尋ねについては、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれていることから、その例示として御指摘のホームページにある見解を述べたものであって、御指摘の記事に掲載されている美術品すべてについて説明することを目的としたものではないからである。